

越谷市特定健康診査受診勧奨業務委託にかかる質疑に対する回答について

令和6年4月26日

越谷市保健医療部国保年金課  
(担当:清田・山中・今川・鈴木)

名 称	越谷市特定健康診査受診勧奨業務委託
場 所	国保年金課 外1ヶ所

上記案件について質疑がありましたので、下記のとおり回答します。

番号	質 疑	回 答
1	5年連続未受診者の数をご教示ください。	令和6年4月19日時点の本市国民健康保険加入者のうち、令和元年～令和5年の連続未受診者数は25,094名です。
2	5年連続受診者の数をご教示ください。	令和6年4月19日時点の本市国民健康保険加入者のうち、令和元年～令和5年の連続受診者数は7,612名です。
3	分析用の受領頂くデータに含まれる個人情報、越谷市様側で削除頂いた上で御提供頂く事は可能でしょうか。	個人情報をすべて削除してしまうと、当該業務の履行が困難となるため、必要最小限の情報に限定したうえで提供します。
4	勧奨通知の形態(通常はがきサイズなど)の指定はございますでしょうか。	指定はありませんが、対象者の目に留まりやすいA4サイズ(角2封筒)での発送を想定しています。より良い方法がございましたらご提案ください。
5	契約金額上限額は郵券代込みの金額となりますでしょうか。	対象者に勧奨通知を発送する郵送費は本市が負担します。受注者から本市への納品に係る費用は受注者が負担し、契約金額上限額に含みます。
6	対象者の携帯電話番号をどの位保有しておりますでしょうか。もし提供いただける場合、SMS(ショートメッセージ)や+メッセージ等仕様書に記載されていない方法での勧奨通知のご提案は可能でしょうか。	現時点で勧奨対象者が定まっていないため携帯電話番号の保有状況は回答できませんが、電話勧奨に追加すべき効果的な勧奨方法があればご提案ください。
7	受診通知について、対象者の属性は最低5パターンとありますが、上限はございますでしょうか。	上限はありませんが、仕様書6(4)に定める事項が円滑に実施できるよう、合理的な範囲で属性を設定してください。
8	勧奨方法 電話勧奨の仕様につきまして 特定保健指導員の有資格は、必須条件ではない認識で相違はございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	仕様書6.(2)について、昨年度及び一昨年度の対象者の抽出条件を参考に教えて頂けないでしょうか。	令和4年度は別紙1のとおり5パターンの属性としました。 令和5年度は、年齢・性別に連続受診者、連続未受

番号	質 疑	回 答
		<p>診者、不定期受診者を掛け合わせた属性としました。</p> <p>ただし、より効果的な属性分けのご提案を妨げるものではありません。</p>
10	<p>仕様書6.(2)について、対象者データの授受方法に指定はありますでしょうか。オンラインストレージサービスでの授受も可能でしょうか。</p>	<p>CD-R またはオンラインストレージサービス (LGWAN で稼働するもの) を想定しています。</p> <p>ただし、システム稼働開始前に本市が求める資料 (システム管理体制等) を提出のうえ、本市の承諾を得てください。</p>
11	<p>仕様書6.(3)アについて、通知物の印刷について、再委託は可能でしょうか。</p>	<p>見積金額の 50% を超えない範囲であれば可能ですが、必ず契約約款等に基づく再委託に係る手続きを行い、本市の承諾を得てください。</p>
12	<p>仕様書6.(3)アについて、通知物の仕様について、仕様書記載の「重量 50g」以外には指定はないでしょうか。サイズ指定がありましたらご教示お願いいたします。</p>	<p>番号 4 の回答と同じです。</p>
13	<p>仕様書6.(3)アについて、過去、同事業で採択された属性の分け方を教えていただけますでしょうか。</p>	<p>番号 9 の回答と同じです。</p>
14	<p>仕様書6.(3)アについて、差し支えなければ、過去同事業で使われたリーフレットデザインを展開いただけないでしょうか。同じ内容にならないよう、参考にさせていただきますと幸いです。</p>	<p>同じ内容になると不都合が生じる合理的理由がないため、提供は差し控えさせていただきます。</p>
15	<p>仕様書6.(3)アについて、対象者への発送は越谷市様で実施頂くとのことで、個々人への郵送費は越谷市様にご負担いただく認識で良いでしょうか。</p>	<p>番号 5 の回答と同じです。</p>
16	<p>仕様書6.(3)イについて、発信番号について、固定番号(03)・フリーダイヤル(0120)等、指定はありますでしょうか。</p>	<p>指定はありませんが、仕様書6(3)イに記載のとおり、発信番号は市ホームページに掲載し公表することを含みおきください。</p>
17	<p>仕様書6.(3)イについて、架電場所について、指定はありますでしょうか。在宅勤務中の対応も可能でしょうか。</p>	<p>個人情報保護の観点から、在宅勤務での対応は不可とします。仕様書3に記載のとおり、事業所内にて実施してください。</p>
18	<p>仕様書6.(3)イについて、電話勧奨にて、昨年度の通電率、通電後の受診率を参考に教えて頂けないでしょうか。(通電率に関しては初回架電+不通時の2回の計3回架電した結果の情報をいただけると幸いです)</p>	<p>通電率は 35.74%(通電数 1,787 件÷架電数 5,000 件)です。</p> <p>上記通電者から、通電時に既に健診受診済の者を除いた人数を母数とした場合、通電後の受診率は 26.74%です。&lt;通電後受診者 406 人÷1,518 (1,787-受診済み 269)&gt;</p>
19	<p>仕様書6.(4)について、効果検証用にいただけるデータは&lt;別表&gt;に記載の全データになりますでしょうか。</p> <p>また、それらデータを毎月共有→受託者で勧奨実施者有無から受診済みか否かを確認する流れになります</p>	<p>契約締結後、勧奨通知作成時の属性分け等に使用するために仕様書&lt;別表&gt;のデータを提供します。</p> <p>上記属性分け等に応じた勧奨結果の効果検証をさせていただきます。その他必要なデータがある場合は、仕様書11に記載のとおり本市と受注者が協議し、提</p>

番号	質 疑	回 答
	<p>すでしょうか。</p>	<p>供の可否を決定します。</p> <p>また、＜別表＞記載のデータは契約締結後 1 回のみ提供します。提供時期は、本市と受注者が協議し決定します。＜別表＞以外のデータも、本市と受注者が協議し決定します。</p>
20	<p>別表について、個人を特定できるユニークキーは全データ統一して記載されてますでしょうか。</p>	<p>全データ共通のユニークキーがあります。</p> <p>ただし、5.KDB 関連データの全帳票の確認は困難であるため、他データと共通のユニークキーがない可能性がある事をご了承ください。</p>
21	<p>仕様書全般について、昨年度、一昨年度から業務内容や件数に変更はありますでしょうか。あれば可能な範囲で変更点を教えて頂けないでしょうか。</p>	<p>主な変更点は以下のとおりです。その他、本市のセキュリティポリシーの改正に伴う個人情報の取扱い等を変更しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知発送件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 4 年度:30,000 件程度</li> <li>令和 5 年度:10,000 件程度</li> <li>令和 6 年度:30,000 件程度</li> </ul> </li> <li>・電話勧奨件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 4 年度:3,000 件</li> <li>令和 5 年度:5,000 件</li> <li>令和 6 年度:3,000 件</li> </ul> </li> </ul>
22	<p>生活習慣病の治療有無等を分析するために、下記形式でレセプトデータのご提供いただくことは可能でしょうか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医科・・・「21_RECONDEINFO_MED.CSV」</li> <li>・DPC・・・「22_RECONDEINFO_DPC.CSV」</li> <li>・調剤・・・「24_RECONDEINFO_PHA.CSV」</li> </ul>	<p>契約締結後であれば可能です。</p> <p>対象は、直近 5 年分です。ただし、時期によっては令和 5 年度のすべてのレセプトが提供できない可能性があることをご承知おきください。</p>
24	<p>勧奨通知の発送に係る、郵便費用は委託者が負担するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>番号 5 の回答と同じです。</p>
25	<p>3 万件以上の通知を送付する提案は不可という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご提案を妨げるものではありませんが、対象者を選定した際に、必ず本市と協議し了承を得てください。また、仕様書6(4)に定める事項が円滑に実施できるよう、合理的な範囲で設定してください。</p>
26	<p>令和 5 年度(又は 4 年度)の受診歴別の対象者数、受診率をご教示願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3 年連続受診者の人数及び割合</li> <li>・不定期受診者の人数及び割合</li> <li>・経年的未受診者(3 年以内受診歴なし)の人数及び割合</li> </ul>	<p>令和 3 年度から令和 5 年度の状況は以下のとおりです。なお、割合は令和6年4月19日時点の本市国民健康保険加入者を母数として算出しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3 年連続受診者の人数及び割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>10,921 人(24.04%)</li> </ul> </li> <li>・不定期受診者の人数及び割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>6,006 人(13.22%)</li> </ul> </li> <li>・経年的未受診者(3 年以内受診歴なし)の人数及び割合 <ul style="list-style-type: none"> <li>28,497 人(62.74%)</li> </ul> </li> </ul>

番号	質 疑	回 答
27	<p>勸奨通知の資材について、A4 サイズ等「定形外郵便物(規格内・50g 以下)」に該当する資材でも可能でしょうか</p>	<p>番号 4 の回答と同じです。</p>
28	<p>電話勸奨において設置する電話は越谷市以外の市外局番またはフリーダイヤルでの番号でもよろしいでしょうか。</p>	<p>番号 16 の回答と同じです。</p>
29	<p>11.提供可能なデータ 5.KDB 関連データについてレセプト突合データは 3 年分または 5 年分受領可能でしょうか。 【対象】医療レセプト管理、医療傷病名、医療摘要</p>	<p>具体的なファイル名等の指定がないため、提示いただいた対象データの提供可否の確約は致しかねますが、番号 22 で回答したデータは、契約締結後であれば提供可能です。 その他必要なデータがある場合は、仕様書11に記載のとおり本市と受注者が協議し、提供の可否を決定します。</p>
30	<p>再委託について印刷業務及び電話勸奨業務において再委託可能でしょうか。</p>	<p>いずれかの業務であり、かつ、見積金額の 50%を超えない範囲であれば可能ですが、必ず契約約款等に基づく再委託に係る手続きを行い、本市の承諾を得てください。</p>
31	<p>令和6年度の集団健診実施日がすでにお決まりでしたらご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>別紙 2 のとおりです。</p>

別紙1(番号 9 関連)

1.	不定期受診者	過去3年間で1回でも受診がある者
2.	経年未受診者 かつ 生活習慣病治療中	過去3年間特定健診の受診がないが、生活習慣病で通院している者
3.	経年未受診者 かつ 生活習慣病未治療	過去3年間特定健診の受診がなく、さらに生活習慣病等での通院がない者
4.	新規対象者	令和3年度に新たに特定健診の対象になった者
5.	継続受診者	過去3年間で毎年受診している者

## 別紙2(番号 31 関連)

日程		会場
9月2日	(月)	保健センター
9月3日	(火)	
9月4日	(水)	越谷コミュニティセンター
9月5日	(木)	
9月6日	(金)	
9月9日	(月)	大沢地区センター
9月10日	(火)	
9月11日	(水)	桜井地区センター
9月12日	(木)	
9月17日	(火)	北部市民会館
9月18日	(水)	
9月24日	(火)	越谷コミュニティセンター
9月25日	(水)	
9月26日	(木)	
9月27日	(金)	保健センター
9月28日	(土)	
9月30日	(月)	北越谷地区センター
10月1日	(火)	
10月2日	(水)	大沢地区センター
10月3日	(木)	
10月7日	(月)	荻島地区センター
10月8日	(火)	
10月9日	(水)	蒲生地区センター
10月10日	(木)	
10月16日	(水)	桜井地区センター
10月17日	(木)	
10月22日	(火)	北部市民会館
10月23日	(水)	
10月26日	(土)	保健センター
10月28日	(月)	